

武蔵野市子どもプラン推進地域協議会  
(令和5年度第1回)  
議事録

日時：令和5年8月24日（木）

場所：対策本部室

## 武蔵野市子どもプラン推進地域協議会（令和5年度第1回）

○日 時 令和5年8月24日（木） 午後6時～午後7時55分

○場 所 対策本部室

○出席委員 松田会長、箕輪副会長、半田委員、加藤委員、西巻委員、菅野委員、  
上澤委員、土屋委員、伏見委員、五十嵐委員、村松委員、江本委員、  
阿部陽子委員、横山委員、赤羽委員、金守委員、住田委員、樫本委員

○事務局 教育部長、子ども家庭部長、子ども子育て支援課長、教育企画課長ほか

### 1 開 会

#### 【子ども子育て支援課長】

皆さん、こんばんは。本日はお集まりいただき、ありがとうございます。遅れるという連絡や欠席の連絡があった方以外の方は全てそろっておりますので、このまま始めたいと思っております。

私は、本協議会の事務局を務めます子ども子育て支援課長の吉村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、既に傍聴をご希望の方がお見えになっております。また、今回より、オンラインでの傍聴も可能としており、事前にお申し込みをいただいております。今回は協議会の委員改選後初めての会議のため、会の運営、傍聴要領等について、この後、議事でご案内をする予定ですが、先に傍聴についてお諮りさせていただきます。お手数ですが、資料3「武蔵野市子どもプラン推進地域協議会の運営について」をご覧ください。その1ですが、「本協議会は原則として公開します。ただし、協議会委員の合意により非公開とすることができます」としております。傍聴要領については後ほどご説明いたしますが、今回の協議会について、オンラインの傍聴も含め、傍聴の方にお入りいただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔異議なし〕

——では、よろしく願いいたします。

会議の前に、本日の配付資料について、確認をお願いいたします。お配りしております

のは、次第の裏面に記載のとおり、協議資料は1から9まで、報告資料は1と2を事前に送付しておりますので、ご確認ください。また、「第五次子どもプラン武蔵野」の水色の冊子もご用意ください。お持ちでない方は事務局が席までお持ちしますので、お知らせください。

本日の会議について、記録用に録音をさせていただいておりますことをあらかじめご了承願います。議事録については、本日の配付資料とともに、後日、市のホームページに掲載させていただく予定です。

また、本日の会議ですが、オンライン参加をご希望の委員がいらっしゃいましたので、一部の方は Zoom でのご参加になっております。オンラインで参加の方は、ご発言のとき以外はミュートの設定にさせていただきようお願いいたします。ご発言の際はミュートを外してお名前をおっしゃっていただければ、司会者から指名をいたします。また、会場で参加される委員の皆様も、ご発言の際はお近くのハンドマイクをご使用ください。オンラインで参加される委員や傍聴の方がわかるように、発言の前にお名前をおっしゃってからご発言をいただくようお願いいたします。

それでは、令和5年第1回武蔵野市子どもプラン推進地域協議会を開催いたします。今回は改選後初の会議のため、議事の6、(1)において、会長、副会長が選出されるまで、事務局で司会を務めさせていただきます。次第に沿って進めさせていただきます。

## 2 委嘱状の交付

## 3 市長あいさつ

### 【市長】

ご紹介をいただきました武蔵野市長の松下玲子でございます。

先ほど、委員の皆様子どもプラン推進地域協議会委員の委嘱状を、机上配付という形ですが、お渡しをさせていただきました。2年間、どうぞよろしく願いいたします。

6年前、市長に就任以来、「子ども子育て応援宣言のまち」武蔵野を目指し、子どもと子育て家庭への支援に継続して取り組んでまいりました。子どもの最善の利益を尊重する社会の実現を基本理念とした子どもプラン武蔵野を着実に推進し、実施し、保育園の待機児童対策や使用済み紙おむつの保育園での処理や、子どもの医療費助成の拡充など、コロナ禍におきましても、武蔵野市ができることを国や東京都に先駆けて取り組んでまいりま

した。

一昨日、日経BP総研の「シティブランド・ランキンゲー住みよい街 2023」の全国のトップに武蔵野市がなることができました。そのトップ理由が、街の活力と子育ての評価が特に全国でトップでした。街の活力ももちろんですが、子育てで評価をいただいたことはとてもうれしいなと思っております。

また、未来にわたって子どもの権利と尊厳が尊重されるよう、多くの市民の皆様や子どもたちの声を聴きながら、武蔵野市子どもの権利条例を制定し、今年4月から施行しております。今後も一人ひとりの子どもの気持ちや願いを尊重し、子ども自身が自分のことを大切に思い、幸せに感じられるよう、また他者も大切に思えるよう、地域社会全体で子どもにやさしいまちづくりを推進していきたいと考えています。

さて、今年度から来年度にかけて、第六次子どもプラン武蔵野の策定を進めております。この計画は、武蔵野市の子どもにかかる基本計画であり、子どもの権利条例推進計画にも位置づけられた大変重要なものです。今後も子どもプラン推進地域協議会の委員の皆様のご意見をいただきながら策定を進めていきたいと考えておりますので、委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

ご清聴、ありがとうございました。2年間よろしくお願いいたします。

#### 4 委員自己紹介

#### 5 事務局紹介

#### 6 議事

##### (1) 会長、副会長の選出

##### 【子ども子育て支援課長】

それでは、次第の6「議事」に入らせていただきます。

最初に、(1)「会長、副会長の選出」です。会長につきましては、資料1の本協議会条例第6条第2項に「会長は委員の互選により選出し」とあります。どなたか会長を推薦していただける方はいらっしゃいますでしょうか。

##### 【委員】

これまでの委員長としての豊富なご経験を生かしていただいて、松田先生をお願いした

いと思っております。

**【子ども子育て支援課長】**

松田委員を会長にとご推薦をいただきましたが、皆様、いかがでしょうか。

〔拍 手〕

**【子ども子育て支援課長】**

松田委員においては、本日、遅れてご参加のため、不在ではありますが、事前に、もし継続して会長の任をとという声が上がりましたら、了承するということをしていただいております。そのため、ただいまご承認いただきましたとおり、松田委員に会長をお務めいただきたいと思っております。

それでは、引き続き、副会長の選出でございます。本協議会条例第6条に「会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する」とございます。松田委員より、会長に指名された場合は、同様に昨年度まで副会長を務めていただいた箕輪委員を指名する旨を事前にいただいております。箕輪委員に副会長をお願いしたいと思っておりますが、皆様、いかがでしょうか。

〔拍 手〕

**【子ども子育て支援課長】**

それでは、皆様に承認をいただきまして、副会長は箕輪委員をお願いいたします。箕輪副会長、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ここからの進行役を、通常、会長をお願いするところですが、松田会長は所用のため、遅れて参加される予定ですので、会長到着まで、箕輪副会長をお願いいたします。

**【副会長】**

松田会長がいらっしゃるまで、私のほうで進めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

- (2) 武蔵野市子どもプラン推進地域協議会の運営について
- (3) 武蔵野市子どもプラン推進地域協議会について
- (4) 第六次子どもプラン武蔵野 策定スケジュールについて

**【副会長】**

では、議事の(2)「武蔵野市子どもプラン推進地域協議会の運営について」、(3)「武

蔵野市子どもプラン推進地域協議会について」、(4)「第六次子どもプラン武蔵野策定スケジュールについて」、続けて事務局のほうからご説明をお願いいたします。

**【子ども子育て支援課長】**

それでは、議事6の(2)から(4)を続けてご説明いたします。

(2)「武蔵野市子どもプラン推進地域協議会の運営について」、ご説明をいたします。資料3をご覧ください。

武蔵野市子どもプラン推進地域協議会の運営については、基本的に従前のおりの運営を想定しておりますが、今回、初めて委員になられた方もおりますので、簡単にご説明いたします。

1点目、会議を公開とすることについてです。冒頭に申し上げましたとおり、本会議は原則、公開とし、委員の皆様のご合意により非公開とすることができます。

2点目、傍聴要領についてです。傍聴のルールについては、資料4、傍聴要領(案)をご覧ください。第3条に記載のとおり、傍聴の希望について、オンライン傍聴も含め、申し込み、許可を得ることが必要です。また、第6条、第7条に、傍聴人の守るべき事項、写真、映画等の撮影及び録音等の禁止について記載されております。裏面にまいりまして、第8条に、会議を非公開とする協議会の議決があったときは、傍聴人は退場していただくことが記載されております。今後も会議を非公開とする議決がなければ、原則公開とさせていただきます。

資料3にお戻りいただきまして、3点目、会議録の作成とホームページへの掲載について記載しております。

4点目、会議時間については、原則2時間以内といたします。

5点目、会議の日程と場所については、記載のとおりです。

6点目、オンライン参加について、本日もオンラインで参加されている委員がいらっしゃいますが、オンラインでの参加を可能としております。

議事6の(2)についての説明は以上です。

続きまして、議事6、(3)、資料5「武蔵野市子どもプラン推進地域協議会について」をご覧ください。説明の都合上、真ん中より下の2から説明いたします。

2「武蔵野市子どもプラン推進地域協議会の概要について」です。

(1)「本協議会の位置づけ」ですが、記載のとおり、子ども・子育て支援法に基づく審議会となります。資料1の「武蔵野市子どもプラン推進地域協議会条例」をご覧ください。

い。第3条ですが、所管事項としては、子ども・子育て支援法に規定する事務を処理するほか、武蔵野市が策定する、子どもに係る基本計画である子どもプラン武蔵野、皆様がお持ちの水色の冊子ですが、子どもプラン武蔵野に関する事項について、調査、審議し、または意見を述べるための審議会です。

(2) 協議会委員の皆様の任期は2年間、委嘱状にもありますとおり、令和5年7月27日から令和7年7月26日となります。

(3) 会議は、昨年度、一昨年度は年2回程度でしたが、今年度、来年度は、子どもプラン武蔵野の策定年度になりますので、年3回から4回程度の開催を予定しております。

最初に戻りまして、本協議会は子どもプラン武蔵野に意見を述べる審議会ですが、では子どもプラン武蔵野とは何かということになります。

(1) 「子どもプラン武蔵野の位置づけ」ですが、1つ目に、先ほども述べましたが、市が策定する子どもに係る基本計画となります。

2つ目に、子どもプラン武蔵野は、令和5年4月、今年度施行された武蔵野市子どもの権利条例に規定する子どもの権利条例に基づき、子どもに係る施策を総合的に推進するための推進計画に位置づけられます。

3つ目に、武蔵野市の最上位計画である長期計画の分野別アクションプランに位置づけられます。

次に、(2) 「第六次子どもプラン武蔵野に包含する計画」についてです。現在、子どもプラン武蔵野は第五次の計画であり、計画期間は令和6年度までとなっております。先ほどお伝えしましたとおり、令和5年度、令和6年度にかけて、令和7年度からの第六次子どもプラン武蔵野の策定作業を、本協議会の皆様のご意見を伺いながら行ってまいります。第六次子どもプラン武蔵野は記載のとおりですが、国の定めるこども基本法、子ども・子育て支援法、改正次世代育成支援対策推進法など、記載の6つの法律に規定されるそれぞれの計画を包含する計画といたします。また、※にありますとおり、現在、教育部で策定中の学校教育計画の内容も包含する計画となります。

議事の6の(3) 「子どもプラン推進地域協議会について」の説明は以上になります。

続きまして、(4) 「第六次子どもプラン武蔵野 策定スケジュールについて」、説明をいたします。資料6をご覧ください。

次期計画である第六次子どもプラン武蔵野は、2カ年度をかけて策定してまいります。今年度は、市の最上位計画である第六期長期計画・調整計画の策定年度となっております

ことから、そちらと整合性を図りつつ、また本年度施行された国のこども基本法、市の子どもの権利条例を推進する計画としての位置づけを念頭に入れながら、策定作業を行ってまいります。

今年4月から令和6年度末まで、時間軸を横に並べて記載しておりますが、今年の9月ごろまでに論点の検討を行い、子どもや子育て家庭、あるいは若者や関係団体等からヒアリングやアンケート、各種調査を行い、論点を整理していきます。10月から12月にかけて、整理された論点に基づき、次期計画の目指す方向性を示す基本理念を検討してまいります。令和5年度末までに基本理念、基本施策などに基づき施策を体系づけてまいります。令和6年度は、市が実施していく具体的な施策や事業等を検討してまいります。令和6年11月に計画の中間まとめを整理し、パブリックコメント手続等を経て、令和6年度末までに第六次子どもプラン武蔵野を策定します。この間、年3～4回程度の本協議会を開催し、検討の経過のご報告やご意見をいただきながら策定をしてまいります。

議事6の(4)の説明は以上です。

**【副会長】**

今、ご説明いただきましたこの協議会の運営について、この協議会について、また今後のスケジュールについてですけれども、皆様からご意見やご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

(5) 第五次子どもプラン武蔵野 令和4年度実施状況報告書

**【副会長】**

では、次の議事に参ります。(5)「第五次子どもプラン武蔵野 令和4年度実施状況報告書」について、事務局より説明をお願いいたします。

**【子ども子育て支援課長】**

では、議事6の(5)「第五次子どもプラン武蔵野 令和4年度実施状況報告書」について説明いたします。

第五次の子どもプランは、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画でございます。水色の冊子「第五次子どもプラン武蔵野」の基本理念や5つの基本施策などに基づき、令和4年度に実施した実施状況についてご報告いたしますので、評価、検証、ご意見などをいただければと思っております。

それでは、資料7「第五次子どもプラン武蔵野令和4年度施策実施状況報告書」をご覧

ください。今回は令和4年度の評価とその評価理由、課題と、令和5年度の予定、目標を取りまとめております。本日は本協議会に初めて出席される委員もいらっしゃいますので、第五次子どもプラン武蔵野について、少しご説明をさせていただきます。できるだけ簡潔にご説明いたしますが、少しお時間をいただきますことをご容赦願います。

お手元に水色の冊子「第五次子どもプラン武蔵野」をあわせてご用意ください。第五次子どもプラン武蔵野は令和2年度から令和6年度までを期間とし、25の施策とそれにかかる187の個別事業が記載されております。

「第五次子どもプラン武蔵野」の6ページをご覧ください。「計画の基本理念」となります。「子どもは、一人ひとりがかげがえのない存在として認められ、各人の個性が尊重された成長・発達過程が等しく保障されるべきです。武蔵野市は、子どもと子育て家庭を支え、安心して子どもを産み育てられる環境を整備するとともに、子どもと子育て家庭を応援するまちの実現を目指します」と記載されており、この理念のもと、4つの基本理念が書かれています。

こちらの基本理念と、7ページにある「計画の基本的な考え方」5つをお示ししておりますが、この5つの基本的な考え方を基本施策として体系づけたものが、8ページの「施策の体系」となります。この5つの基本施策は、第六期長期計画の子ども・教育分野の基本施策と一致しております。8ページの表と並べて、お手数ですが、資料7の48ページをご覧ください。

資料7の48ページから54ページにかけて、「第五次子どもプラン武蔵野施策体系図（事業一覧）」がございます。一番左に、先ほどの5つの施策がございます。また、基本施策の右側の列に施策番号と施策名がありますが、ここに25の施策が記載されております。その2つ右隣に事業番号と事業名が記載されておりますが、ここに187の事業が記載されております。この187の事業一つ一つを着実に実施していくことで、第五次子どもプラン武蔵野を着実に総合的に推進していくというものです。また、基本施策4「子どもの『生きる力』を育む」と基本施策5「教育環境の充実と学校施設の整備」が、教育委員会で策定する第三期学校教育計画とリンクしているものとなっております。

48ページの施策の体系図にお戻りいただいて、真ん中あたりの事業名の列の2つ右隣に「重点」と記載されて、横に黒丸印がついているのが、第五次子どもプランの計画期間中に特に重点的に実施する重点事業となります。重点事業は16事業がございます。表の「重点」と記載されている列の右隣に「重点評価（R4）」と記載があるのが、令和4年

度の重点事業の評価となります。評価は、◎が予定どおりまたは目標達成、○がおおむね予定どおりだが課題がある、△が実施方法の見直しが必要、ハイフンが当該年度実績なしの4段階で評価をしております。令和4年度の実施状況の評価は、この16事業のうち、12事業が◎、3事業が○、1事業が△、ハイフンはなしとなっております。

第五次子どもプラン武蔵野では、この16の重点事業について、年度ごとに各所管が予定、目標を設定し、その予定や目標に対する評価を行い、毎年度、実施状況を報告しております。そのほか、重点事業以外でも特記すべき内容があれば記載しておりますので、今回この場では説明はいたしません。興味のある個別事業などありましたら、各自、ご確認をいただければと思います。

それでは、前置きが長くなりましたが、16の重点事業の令和4年度の実施状況の報告をいたしますので、資料7の実施状況報告書の2ページをお開きください。事業番号1「子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備」です。評価などについては3ページの上段に記載がありますが、令和4年度は子育て世代包括支援センター、教育支援センター、児童発達支援センターの3センターの実務担当者会議を開催し、子どもと子育て家庭の支援のあり方について意見交換を行うなどを行い、評価は3ページ上段にありますが、◎としております。

3ページの中段をご覧ください。事業番号2「児童発達支援センターによる子どもの発達支援の強化」です。こちらも令和4年度、幼稚園など子ども関連施設での巡回相談を行うなど、地域における療育体制を強化し、評価は◎です。

7ページ、事業番号14「子どもの貧困対策の推進」です。令和4年度、子どもの貧困対策等に関連する子どもの居場所活動を行う民間団体との連絡会、研修会の開催や、ヤングケアラーの支援等に関する研修などを行いましたが、SNS等を用いた情報発信について引き続き検討が必要であるとして、評価を○としております。

11ページ、事業番号27「児童虐待・養育困難家庭への支援の強化」では、令和4年度は要保護児童等に関する情報共有システム導入により、関係機関の連携を強化し、評価は◎です。

13ページ、事業番号35、産後ケア事業です。令和4年度は、評価・課題欄③の記載のところです。市内施設について、新型コロナウイルス感染症の対応等で一時中止となり、評価は○としております。

17ページ、事業番号64「希望する保育施設に入所できる施策の推進」では、令和4年

度の待機児童ゼロを継続しており、評価は◎としております。

18 ページ、事業番号 65「保育の質の維持・向上のための取組み」です。令和4年度、④の記載ですが、国からの通知に基づき、市内の幼稚園、保育園等のバス送迎にあたっての安全管理について緊急点検を実施、また不適切保育を未然に防ぐために、市に専用の相談窓口を設置するなどしまして、評価は◎としております。

22 ページ、事業番号 77「子どもの医療費助成の拡充」については、令和4年度、市独自で子どもの医療費助成事業を18歳まで拡充いたしまして、評価は◎です。

25 ページ、事業番号 89「子ども・子育て支援施設のあり方検討」です。令和4年度の評価・課題欄の③ですが、地域子育て支援拠点施設の新規開設を目指しましたが、令和4年度は採択・応募団体なしという結果となりまして、評価は△としております。

30 ページ、事業番号 120「生きる力を育む幼児教育の振興」です。令和4年度、幼児教育に関するシンポジウム、専門研修などを開催し、評価を◎としております。

32 ページ、事業番号 125「中学生・高校生の居場所の検討」ですが、令和4年度、他自治体の子どもの居場所に係る施設の視察などを実施しておりますが、さらに具体的な検討が必要として、評価は○としております。

37 ページ、事業番号 154「英語教育の充実」です。令和4年度、英語教育推進アドバイザーによる小学校への巡回指導や研修等を行うなど、評価を◎としております。

39 ページ、事業番号 163「武蔵野市民科の実施」です。令和4年度、武蔵野市民科の取り組みの紹介や研修発表の実施などを行い、評価は◎です。

41 ページ、事業番号 173「不登校児童生徒の多様な学びの場のあり方の検討と確保」です。令和4年度、むさしのクレスコーレの運営体制を強化し、評価は◎です。

43 ページ、事業番号 176「武蔵野市立小中学校における働き方改革の推進」です。令和4年度、市講師配置の検証、部活動のあり方の協議などを行い、評価は◎です。

47 ページ、事業番号 183「学校改築の計画的な推進」です。令和4年度、第一中学校、第五中学校の実施設計を行うなど、評価は◎です。

最後に 55、56 ページをお願いいたします。令和4年度子育てサービス等の実績となります。網かけの欄が令和4年度の実施事業量、その右隣が第五次子どもプランの計画期間における目標事業量となっております。

資料7の説明は以上となります。

**【副会長】**

それでは、ただいまの議題に対して、ご意見やご質問等をお願いいたします。

#### 【委員】

最後の資料7、今までも検討されてきたのかなと思うのですが、こういった評価をする場合は、大体定量的な目標を立てて、それに対して評価を入れていく。例えば、目標が100であって、今回50だったから○とか、そういった評価がされていくものかなと思うのですが、ものによってはすごく細かな数字が入っているものもあれば、定性的な、こうしたかった、それでこうだった、◎というところで、ちょっとそこは不透明感があるのかなというところがありました。何でもかんでも定量的にはかれるかという、そうではないと思うのですが、そういったところを工夫というか、こういった評価をするときには入れていたほうがいいのかと思いました。

#### 【子ども子育て支援課長】

今度、第六次子どもプランを策定する中でも、評価をどのようにしていくかというところはありますが、第四次の評価、検証の際に、全ての事業についての評価、検証が細か過ぎるところがありました。また、評価の仕方としては、例えばですが、2ページの一番最初のところの事業番号1「子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備」とありますと、この事業の目的としては、「全ての子どもの個性が尊重され、健やかな成長・発達ができるよう、妊娠期から子どもと子育て家庭を切れ目なく支援します」というのが大きな目的となっていて、それを事業計画の期間の中でどうしていくかを記載しています。令和2年度、これをするという目標を立てて、その下の欄ができたかできなかったか、それによって、令和3年度の目標を立てるというふうに、5年間の中で評価を分けているところはあります。この評価を重点事業である16事業は行い、そのほかの、187の事業については、特筆すべき内容があれば記載しております。施策についても、大きな方針の進捗状況を出しておりますので、そちらも確認しながらという形で評価しております。本当に大きな形になって、細かいところの評価が難しいかなと思っています。

#### 【子ども家庭部長】

補足をさせていただきますけれども、冒頭に、このプランはいろいろな法律に基づいてつくられているとご説明いたしました。課長から最後に、55ページ以降にサービス量の評価があると。これも実は子ども・子育て支援法に基づいて、こういうサービス量の指標をつくりなさいというのがありまして、5年でどこまで目標事業量をするのか、ここは数字をつかって、ちゃんと数的に評価をしています。できたか、できなかったか。あとは、

187 の事業で、先ほど委員からもご指摘があったように、定量ではかれないものもありますので、そこ定量ではかかれるところは今後もしっかり分けて、次の第六次プランのときにはこの部分は定量で目標を定めたほうが良いというのであれば、六次プランのときにその中に入れることは可能だと思いますので、また引き続きご意見をいただければと思います。

**【委員】**

55 ページの最後のほうですが、7番の地域子育て支援拠点事業、今まで8カ所だったところが、6年度、11カ所になっている。具体的にどういうふうを増やしていくか、もし教えていただけるなら教えていただきたいのですが。

**【子ども家庭支援センター担当課長】**

現在、令和4年度時点で、常設の地域子育て支援拠点8カ所を設置しております。昨年度もそうだったんですが、4、5、6と1カ年ずつで1カ所ずつ増やしていくという目標で、子どもプランの中では立てさせていただいております。

先ほど、五次プランの実績報告の中でお話しさせていただいたとおり、昨年度、新規拠点のプロポーザルをさせていただいて、2回行ったんですけれども、1回目については応募事業者があったんですけれども、要件に満たないということで、採択なしとなりました。2回目については募集そのものがなかったという形になっています。

今年度、令和5年度についても、同様に募集をさせていただいて、まだ結果は出ていませんが、上期、1回目については、3事業者の申し込みがあって、プロポーザルをさせていただいています。ですので、今年度、また募集をさせていただいて、その結果を受けて、来年度、募集方法を検討させていただいて、11カ所充足させていくという形で目標を立てているところでございます。

**【委員】**

47 ページの学校改築の件ですけれども、一中はまだ業者が決まってないのかなと思ったのですが、それで◎というのは、どういう評価なのでしょう。

**【教育企画課長】**

学校改築につきましては昨年度までの評価ということで、昨年度まで実施設計を完了したということで、◎という評価になっています。

**【委員】**

56 ページ、一時預かり事業ですけれども、保育園事業の実施をしていて、非常に地域

のニーズが高く、地域の子育てを支える重要な施策だと思っています。ただ、利用したくても利用できない方がまだまだいらっしゃると思います。令和6年度でそれぞれの事業の人数が増えてきているのは、僕は非常にありがたい、積極的な意味を持つと思っていますのだけれども、具体的な計画としてどのように増やしていくかということ、わかる範囲でいいので教えていただければと思います。

#### 【子ども育成課長】

一時保育の現状につきましては、ニーズが非常に増えている段階だと思っています。一方で、一時保育を実施している施設の数はまだあまり追いついてないといったところがございます。その意味では、いかに実施している施設を広げていくかということが、今後課題になってくると思います。

ただ、施設のほうでは、やりたくてもスペースがないですか、そういったこともございますので、まずは余裕活用型の一時保育といたしまして、定員の空いているところに対して一時保育を行うという事業もございますので、そういったものを使いながら、徐々にできるところから施設の拡充を図っていきたいと思っていますところでございます。

#### 【委員】

個々の事業のことではないのですが、これから第六次子どもプランの作成に向かっていくに当たり、例えば保育所は市がやらなければならない事業を委託してやっていただけてきた。今まで私立幼稚園というのは民間的な取り扱いということになってきたんですが、こども基本法もでき、全ての子どもたちのためにという理念が打ち立てられてきたときに、今、子どもプランで言うと、例えば私立幼稚園だと、個別事業の中の私立幼稚園の支援くらいのところを集約されている。全ての子どもたちにとっての幼児教育がどうあるべきか。保幼小連携は今回うたわれていますけれども、長期計画との関係においては、AがあるからBが動かさない、BがあるからAが動かないという関係から、さらに新しい時代の子どもたちのあり方、育て方、守り方という高い視野で、これからの編成には皆様の新しいアイデアを盛り込めるような運営をお願いしたいと思います。

#### 【副会長】

事務局のほうで何かございますか。

#### 【子ども家庭部長】

今のご指摘、まさに長期計画・調整計画の中でも幼児教育には触れています。長期計画・調整計画と整合性を図りながら、子どもプランの中では、先ほど委員からご指摘のあ

ったこども基本法ですとかこども家庭庁ができて、子どもを取り巻く環境が変わってきますので、そのあたりは皆様の意見をいただきながら進めていきたい。幼児教育の部分では、五次プランでは、生きる力を育む幼児教育の振興が施策に掲げられていて、重点施策と個別施策がありますけれども、その中身についてもどういう支援が必要なのかを協議いただいた中で、具体的な施策をつくっていくという段階なのかと思います。

#### (6) 第六次子どもプラン武蔵野 主要な論点について

##### 【副会長】

それでは、次の議事に移らせていただきます。(6)「第六次子どもプラン武蔵野 主要な論点について」、事務局より説明をお願いいたします。

##### 【子ども子育て支援課長】

先ほど、資料説明のときにお伝えがもれてしまいましたが、資料8については机上配付をさせていただいておりまして、事前に郵送したものと差し替えをしておりますので、ご確認をお願いいたします。オンラインで参加の委員の皆様におかれましては、画面に映っているものは新しいものになっておりますので、そちらもご覧ください。

先ほど、資料6の策定スケジュールでもお示ししましたとおり、現在、次期計画である第六次子どもプラン武蔵野の論点、検討すべき課題や新たな取り組みについて、検討を行っております。資料8については、現在策定中の第六期長期計画・調整計画に提出している事業企画書の中で、第六次子どもプランにおける課題や論点となり得る事業等を各課から提出いただいたものを一覧としてまとめたものになります。一番右の列には、各項目のキーワードとなるものを記載しております。第六次子どもプラン武蔵野策定の論点として、先ほど委員からもありましたように、不足していると思われるキーワードや、ほかにもこんな事業が必要だというところがあれば、ご意見をいただければと思います。ただ、これから187という細かい事業についてはまた体系づけていきますので、今回は主要な論点というところでお示ししております。

それでは、資料8「第六次子どもプラン武蔵野の論点（重点的事業）」をご覧ください。子ども家庭部から15事業、子ども家庭部以外の部署から12事業、合わせて27事業を出していただいております。いただいている事業について、子ども家庭部の事業を中心に説明いたします。

1番が、「子どもの権利を保障する取組みの推進」です。こちらは令和5年4月から武

蔵野市子どもの権利条例が施行されたことに伴い、子どもの権利の周知啓発、いじめ防止対策、子どもの居場所づくり、子どもの意見表明、人材育成、また令和6年度に設置される子どもの権利擁護委員など、さまざまな取り組みについて実施していかなければならないと考えております。一番右側の列のキーワードには「子どもの権利」と記載しております。

2番目は「子どもと子育て家庭への切れ目のない相談支援体制等の構築」、こちらは令和6年度改正児童福祉法の施行に合わせて実施する事業について、第六次子どもプランに記載していくものです。キーワードとしては、「児童福祉と母子保健の一体化、保健センター増築」などと記載しております。

3番目の「子どもの貧困対策の推進」は、第五次子どもプランでも重点事業として取り組んでおりますが、引き続き子ども一人ひとりの状況に応じた支援が必要になるため、第六次子どもプランでも取り組むべき事業として記載をしております。

4つ目の「ケアを必要とする家族がいる家庭全体への支援のあり方の検討」は、キーワードに「ヤングケアラー」と記載しておりますが、こちらは第六期長期計画や第五次子どもプランでは記載のなかったヤングケアラーについて、ヤングケアラーと18歳以上のケアラーへの継続的な支援など、ケアを必要とする家庭全体への支援について検討していくことを記載しております。

5番目の「児童虐待の未然防止と対応力の強化」も、第五次子どもプランから継続して記載のある事業ですが、今後、東京都で設置が予定されている多摩地域の新たな児童相談所との連携も含め、連携強化、対応力の強化に努めることについて記載しております。

6番目の「多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化」、こちらも第五次子どもプランに記載のある事業ですが、子育て支援団体と行政機関等とのネットワークによる情報交換や連携の強化を行っていくことが必要と考えております。

7番目の「多様なニーズに対応した保育事業の実施」、8番目の「保育の質の維持・向上のための取組み」、9番目の「希望する保育施設へ入所できる施策の推進」、10番目の「保育人材の確保・定着・育成」についても、おおむね第五次子どもプランから継続した事業ですが、事業番号9、待機児童対策から待機児童ゼロ達成により希望する保育園へ入所しやすい環境の整備、事業番号10は保育人材の確保・育成から、新たに「定着」という文言を加えて新たな事業としても取り組むべきと考えております。

11番目の「次世代の担い手の育成」、12番目の「生きる力を育む幼児教育の充実」につ

いても、第五次子どもプランから継続している事業です。引き続き、地域の子育て支援の養成及び活動のサポートなどを行うとともに、市全体で子どもと子育て家庭の支援を行うことができるよう連携を推進していきたいと思っております。

13 番「中高生世代が乳幼児と関わる場の創出」は、新たに出された事業です。中高生世代が子どもと触れ合える機会の充実を図っていくことが必要であると考えております。

14 番「中学生・高校生の居場所の検討」は、子どもの権利条例においても、子どもの居場所の確保が規定されておりますが、第五次子どもプランでも重点事業として取り組んでおりましたが、次期プランにおいても、子どもの声なども聞きながら、より具体的に検討していくことが必要と考えております。

15 番「円滑な社会生活・自立に向けた子ども・若者支援」、こちらは第六次子どもプランの新たな論点となっております。先ほど、資料5で説明しましたとおり、第六次子どもプランでは新たにこども基本法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、子ども・若者育成支援推進法に規定する市町村子ども・若者計画を包含した計画とするため、新たな論点として検討が必要であると考えております。

事業番号 16 以降は、子ども家庭部以外の各課から子どもにかかわる事業として提出していただきました。事業一つ一つの説明は割愛させていただきますが、平和啓発事業や都市・国際交流事業の推進、地域の防犯力を高めるなど、子ども・子育て施策としても重要な事業であると考えております。

また、番号 19 の「医療的ケア児への支援」については、令和3年9月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されたことに伴い、今後も各課連携して切れ目なく支援するための事業等について検討が必要になってくると考えております。

また、24 番から 27 番が教育部から提出されたものとなっております。教育部の事業というのは、現在策定中の第四期学校教育計画と整合性を図っているところでございます。各項目へのご意見や第六次子どもプランの策定の論点として不足していると思われるキーワードなどについて、ご意見をいただければと思います。

資料8の説明については以上です。

#### 【副会長】

では、お話がありました論点について、不足であったりご意見等ございましたら、おっしゃっていただけたらと思います。いかがでしょうか。

#### 【委員】

今、ご説明いただきましたのは、重点的事業というところでまとめられたものですが、例えば保育という言葉でくくられる保育園の事業は、7番、8番、9番、10番にきちんと重点事業として4項目が挙げられている。3・4・5歳が主にいる幼児教育施設に関しては重点的事業名には出てこなくて、12番の右側の事業概要のところには幼稚園という言葉が出てきます。お金をどうつけるかという話もですけども、市民の子どもたちの教育をどう進めていけばいいのかというところにおいては、6、7、8、9というようなこともみんな重なっている話だと思います。児童福祉法と学校教育法は、位置づく法は違いますから、同列には申しませんが、そういう配慮とか市ならではの視点でどう位置づければいいのかということに関しては課題とっておりますので、お伝え申し上げます。

**【副会長】**

事務局のほうからいかがでしょうか。

**【子ども育成課長】**

今後、幼稚園においても、例えば園児さんだけではなくて、地域の子育て支援にご参画いただきたいと思って、幼稚園さんとも協議を進めながら、そういった新しい役割を担っていただけないかということをご相談していきたいと思っております。

また、例えば7番の「多様なニーズに対応した保育事業の実施」というところで、現在の国のほうで、保育園・幼稚園等の誰でも通園制度の検討がなされていますけれども、そうしたところにも幼稚園さんのお力をいただくことができるのではないかと考えておまして、そこもぜひ今後協議させていただきたいと思っております。

**【委員】**

2つありまして、27個がどういった視点で出てきたものであって、例えばどこには手厚いけど、どこにはあまり手がかけられてないという全体観があって、どこを重点的にやっているのかが見えたほうが、透明性があるのかなという気はしました。

もう1つが、私は共働き世代で、自分は育休をとったんですけども、そのときに結構困ったのが、これは市だけではなくて会社もそうなんでしょうけど、いただける支援金に上限があるんですね。たしか30万とか、それくらいが上限になっていますし、あとは期間が過ぎていくとゼロになってくるというのがあると思うのです。最近だと、100%出す会社も出てきていると思うので、会社が出してくれない分は市が出してくださるとか、そういったことがもしあるのであれば。共働き世代で育休の期間を十分にとれるとか、金銭的な理由でとれないところも出てきている場合があると思いますので、そういったことも

検討いただければと思っています。

**【子ども子育て支援課長】**

1点目のところですが、全体が見えたほうがというところがあるのですが、先ほどの策定のスケジュールでお示ししましたとおり、まず基本理念として、第五次子どもプランではこういうことをしているというところを踏まえた上で、令和7年度からどうしていくかを考えております。全体を見るとすると、第五次子どもプランの187というのが今の全体の形で、そこをさらに継続していくものもあれば、新たな法改正であるとか子ども基本法で何をしていくかということも書いていかなければいけないところがあります。今、見える方向性を見てから、体系として個別の事業をつくっていくときにもまたご意見をいただきたいと思っておりますし、今の貴重なご意見もありがとうございました。

**【子ども家庭部長】**

特に男性の育休ですね、課題は言われたとおりと認識しています。市としては、今ご提案のあったように、会社が出せない分を自治体が負担するのか。スタンスとしては、まず社会全体でそういう風潮になってもらいたいわけですね。どこの会社でも一定程度、100%というか、国が求めるものにしていくべきだと思っていますので、市独自で働きかけをするというのも1つの方法ではあるかと思っておりますけれども、これは武蔵野市だけの問題ではないので、例えば東京都であったり、国であったり、いろんな施策もそうですけれども、広域的にやるべきものについては、例えば市長が集まる市長会であったり、そういうところから東京都や国に要望するという形もあります。いろいろな問題を捉えて、一自治体でやるもの、特別に武蔵野市はやりますということもあるので、そこはそこでご提案いただいていいと思います。今課題として出していただいたように、皆様からご意見をいただいて、それをどういうふうに施策に落とし込んでいくのか、具体的にやるのか、声を上げるような方向で書くのかというのは、今後の検討になるかなと思います。

**【副会長】**

ほかにもご意見、いかがでしょうか。

**【委員】**

27番の「不登校対策の推進」の一番最後のページですけれども、「チャレンジルームやむさしのクレスコーレの相談機能の拡充」と書いてありまして、具体的にクレスコーレの相談機能の拡充というのはどういったものを目指しているのかを聞きたいのと、あと、別にキーワードまではいなくてもいいのですけれども、不登校の中にスクールソーシャル

ワーカーの言葉が、私が見逃していたら申しわけないのですけれども、入っていないのは何でだろうというのではないですけど、入っていてもよいのではないかと思いました。

#### 【統括指導主事】

クレスコーレの相談機能の拡充につきましては、従来、中学生の相談を受けているのですが、そこをより受けやすくしていくというところはあると思います。ただ、具体的に何ができるかという、これについてはこれからさらに検討していきたいと思っているところでございます。

また、スクールソーシャルワーカーですけれども、拡充をしていく、充実させていくことは重要であると認識しております。この件につきましては、先ほど子育て支援課長からもありましたけれども、第四期学校教育計画の中では、不登校対策のところ、スクールソーシャルワーカーの取り組みも含めて検討していくという形で考えております。ですので、子どもプラン推進地域協議会のほうでも第四期の取り組みについて、こういったところを考えていますということについては、提案させていただく場ができるかなと思います。その際には具体的に考えていることについて、ご提案はできるかと考えているところでございます。

#### 【委員】

論点となっている重点事業を1つ1つ見ても、子どもの貧困の問題であったり、虐待の問題であったり、ヤングケアラーの問題であったり、医療的ケア児の問題だったりとか、今を生きる子どもたちが置かれている状況の中で、子どもたちの権利を本当に保障していくような施策が求められているなということを感じます。そういう意味では、1番に掲げられている子どもの権利条例の施行というのは、全体を子どもの権利を保障するという点で貫かれている点では非常に重要な内容だなと思っています。とはいえ、条例は条例化されたことで、制定されたことで終わりではなくて、それをいかに実効性のあるものにしていくかというこれからの取り組みが本当に問われているなと思うので、その点で、この点を全体を貫く論点としながら、新たな子どもプランを制定していくことが、今回、何よりも重要なのではないかと思います。

保育園の立場からは、子どもたちの声を実際に聞き取る取り組みは、この条例制定に向けた委員会の中でもかなり行われていて、子どもたちとのやりとりも含めて、子どものリアルな言葉や思いをこの条例に生かされているなと思うのですけれども、乳幼児、言葉で自分の思いを表明できない、子どもの参加の権利ということに関しても、権利保障という

点ではなかなか大人からは見えづらい部分があって、非常に専門性も問われるところだなと思っております。そうした意見は条例にも、パブリックコメントやヒアリング等々で反映させてはいただいたんですけども、各自治体で制定されている子どもの権利条例等々を見ると、乳幼児の権利保障という点は大きな課題になっていると思いますので、ぜひとも武蔵野市でそうした点を先進的に実施できるような取り組みを協力してつくり上げていけたらと思っております。

#### 【副会長】

事務局のほうでいかがでしょうか。

#### 【子ども子育て支援課長】

ご存じのとおり、権利条例制定の過程でもいろいろなパブリックコメントでご意見をいただきまして、条例の中に、言葉を発せられない子どもについても酌み取るようにというところは書かせていただきまして、それは本当に武蔵野市ならではの条例になったのではないかと考えております。それが生かせるような第六次子どもプランを、ご意見をいただきながら策定していきたいと考えております。

#### 【委員】

先ほどの育休の件が、私もすごく気になっておりまして、育休をとることでの支援の金額というところもあると思うのですけれども、子育てというフェーズに入った方たちが、ローカルな生活に目を向けるすごくいい機会だと思いますので、その点で、男性も女性も自分たちの生活を振り返って見られるような意識を持てるような施策があるといいのかなと思いましたので、その点をちょっと入れ込んでいただきたいなと思いました。

あともう1点が、11番に、次世代の担い手の育成ということが書かれておりまして、まさにそのとおりだと私自身も青少協の活動を通して思うところがあるのですけれども、既に今の時点で地域活動の担い手が不足をしている状況で、正直なところ、次世代の担い手の育成を待っている状況ではないように感じております。PTAの活動ですとか、そういったところも含めてだと思えるのですけれども、子育ての世代が忙しくて、地域活動ですとかそういったところに目を向けられないような状況になっている中で、生き方、働き方も含めて、今の働いている世代がどういう形で目を向けられるかというところを何か施策として考えていただければと思います。

#### 【児童青少年課長】

今の11番の「次世代の担い手の育成」の話ですけれども、委員がおっしゃってしまし

たように、次世代の担い手もそうですが、現状、もう地域の担い手が足りないという問題もございます。なので、それにつきましても、施策として、事業として、これはPTAもそうですし青少協もそうですし、いろんなものがそうなんですけど、参加する方の固定化、高齢化がありますので、そこについて、今の子育ての現役世代に参画していただけるような施策を打っていかなければいけないと思っています。

働き方について、最近、テレワークですとか、ワーク・ライフ・バランスの話ですとか、いろいろございますので、それについて、環境としては参加しやすい状況は整ってきていると思いますので、なるべく新しい方の参加を促すような施策をやっていかなければいけないと思っています。

それもそうですし、ここに書いてあるように、今の若い小中高世代が地域に愛着を持って、将来、地域活動をやってもらえるような施策が、これも中長期的に見るとすごい大事な話ですので、今回、重点事業としてはこちらのほうを挙げさせていただいたという状況でございます。今の現役世代の目を地域に向けるというのは、子ども家庭部以外、全ての部で、市役所の中で問題で、課題になっているところでございます。

#### 【委員】

急激な少子化が今襲ってきていて、保育所全入時代が間もなく訪れるかもしれないと思われれます。そうしましたら、3歳からの幼稚園という施設類型はもしかしたらもう消えていくかもしれないという中において、幼児教育をどうしていくのかということとはとても大事な問題だと認識しています。

子どもプランが、昔からのつながりの中で項目分けされているので、先ほど申し上げたような、4つ、5つの保育所に関する事業が出ていて、何も悪気ないし、いろんな事業が、幼稚園にも確かにいろいろフォローいただいている、感謝しているのですが、言葉になって出てこない。無邪気に読まれる方は、保育園があればもういいのだという認識が市民の中に入っていってしまう。今、時代が変わり、例えば本園が今、10時間の保育をやっていて、働く女性の方、お母様もいらっしゃいます。あるいは、長期休みもずっと保育はやっていますので、実際に本園がまとまって閉めているのは12月28日から1月3日だけ、あとは土日以外はずっと回しています。そうすると、機能的には保育所と同じだけのことはやっていることになるので、そういった意味で、ここに書いてある事業の区分の仕方も新しい時代に合わせていくべきではないだろうかとお切実に思っていることをお伝え申し上げたいと思っています。

**【副会長】**

事務局のほうでいかがでしょうか。

**【子ども家庭部長】**

先ほども委員から、幼児教育ですとか幼稚園の役割、子ども育成課長から幼稚園の役割の今後の考え方もお示ししましたが、第五次プランはこのような書き方で書いてあります。論点については、今、議論されている第六期長期計画・調整計画の議論の中で出たものがほぼ入っている状況になります。新しい考え方についても、現在策定中の調整計画の記載内容を踏まえながらも、第六次子どもプランの中には、今いただいた委員の意見や、ほかの方の意見も含めて、反映できるところは当然反映していかなければいけないと思いますので、どのあたりにどのように記載するか、具体的なところはこれからになります。まず、どのように位置づけていくか、今日の論点に対するご意見がひとつベースになってまいりますので、今の委員のご意見も踏まえた上で、今後の検討課題になってくるかと認識しています。

**【委員】**

今回のプランの、今ご説明のあった1番目、子どもの権利条例は、非常に大きな施策だと思っています。これから非常に大事にされるもので、子どもたちの学びの施設である学校でも、こういったところを意識していくのですが、我々武蔵野市の学校だけではなくて、家庭や地域の皆様がどのようにこれにかかわってくるかということ、子どもプランの中で具体化していかなければいけないのかなと思っています。

武蔵野市子どもの権利条例は、非常にたくさんの時間をかけて丁寧につくられたものだと思っています。これについては、将来の子どもにとって大切な権利を保障するために、市や市民、保護者、そして我々学校が役割をしっかりと果たすことが必要であると考えております。権利の主体である子どもが、家庭とか施設とか地域の一員として自分らしく安全に安心して暮らすことができるまちづくりは、これから大事にされるものであるけれども、これが具体化されているかなと思うのです。学校は学校として教育課程の中で、8つの子どもの権利を意識した教育課程とか教育活動を進めていきますが、全体として市として、そして市民として、どういったことができるのかということをもっと具体的に考えていく、そういうプランをここの中に盛り込むべきだと私は考えております。

**【子ども子育て支援課長】**

ありがとうございます。子どもの権利条例が制定されて初めてのプランが第六次になり

ますので、その点も踏まえて、これから説明します子どもの権利部会の中でも検討していきたいと思っております。

#### 【副会長】

今、ご発言いただいた、子どもの権利を保障するというところ、本当に大事なところだと思います。今度のプランにおいて、全ての事業にかかわってくる大事な部分だと思います。

私が気になっている点としては、事業概要の周知啓発の部分で、周知啓発を行っていくのは確かにそうだと思うのですが、そのあり方みたいなところもしっかりと検討していただいて、例えば保育園や幼稚園であったりとか、小中学校などの研修であったりとかもそうでしょうし、それから、周知啓発というと、リーフレットをつくって配るみたいなイメージがあるのですが、それだと多分伝わらなかつたりという部分もある。先ほどご意見にもあったように、研修であったり、子どもたちの声を聞くにはどうしたらいいのかというような、武蔵野市はいい取り組みをたくさん、ワークショップ等もされていると思うので、そういったことも生かしながら、周知啓発と、地域の方や家庭の方も意識していただけるような形にさせていただけたらなと思ったのがまず1点です。

それから、12番の「生きる力を育む幼児教育の充実」で、課題を読むと、幼児教育の質を高めていくところが重点として書かれているように思うのですが、事業概要を見ると、どちらかという小学校に向けて、小学校と接続していくということが重視されているように読めてしまいます。小学校との接続はもちろん大事なことですけれども、それは幼稚園、保育園だけが頑張るものではないということが1点。なので、小学校であったり、その先の中学校も含めて、武蔵野市の子どもたちが切れ目なく充実して教育を受けて育っていくのはどういうことなのかということが、ここの視点に入ってくるといいなという部分。あと、幼児教育のところ、幼稚園、保育所、認定こども園で、情報共有というだけではなくて、そこの幼児教育の質を向上させていくことがどういうふうになっていくのかというところを、もう少し書いていただくとありがたいなと思っています。

19番の「医療的ケア児への支援」ですけれども、今、課題として、武蔵野市立の保育園で実際にガイドラインを策定されて受け入れを考えていらっしゃるということですが、今後、例えば保護者の方が私立の保育園や幼稚園等での保育を受けたいと考えたときに、どういうふうに市として支援していけるのかということ。その後の小学校、中学校、学童クラブの受け入れについて検討していく際に、検討するという意味が、積極的な検討

なのか、それとも少し時間をかけましょうという趣旨なのか。そのあたりのニュアンスがもう少ししっかりと入ってくると、多分積極的に検討、受け入れをしていこうという方向で考えてくださっていると思うので、そうなってくると、今、市立の保育園でつくっている医療的ケア児のガイドラインを、小中や学童等でやっていくためにはどうしたらいいかという課題も出てくると思います。そのあたりの見通しもどういうふうに考えていらっしゃるかということ視点に入れていただけたらと思いました。

#### 【子ども子育て支援課長】

1点目の子どもの権利については、周知啓発のあり方というところをいただいたんですけども、まさに条例制定されておしまいというわけではないというところがありますので、先ほども言いましたが、制定された後の子どもプランでどう具体的などころをやっていくかというところは肝になってくるかなと思っております。また皆様のご意見をいただきながら、策定を進めていきたいと思っております。

#### 【子ども育成課長】

「生きる力を育む幼児教育の充実」のところのご意見でございます。副会長ご指摘のように、いかに幼児教育の中身を高めていくか、こういった取り組みも重要だと考えてございますので、ここの記載についてはまた議論しながら検討していきたいと思っております。

それとともに、医療的ケア児への支援についてでございます。医療的ケア児のガイドラインにつきましては、保育園の部分については作成いたしまして、今後、医療的ケア児の受け入れということも具体的に想定されてくる段階に入ってくるところでございます。まずは公立保育園で実践を積んで、そのやり方を将来的にはそれ以外の私立保育園、幼稚園らにも広げていく、そういった流れで進めていきたいと考えているところでございます。

#### 【統括指導主事】

生きる力を育む幼児教育というところで、先ほど小学校との接続ということについてもご指摘をいただきました。教育委員会としても、そこは非常に重要であると捉えているところでございます。現在進行形としては、スタートカリキュラムの改訂ということで、昨年度、今年度と、幼稚園、保育園の先生方にも協力いただきまして、全小学校の代表教員を集めまして、改訂の取り組みをしているところでございます。

これも先ほどと重なりますが、つくって終わりというわけではなくて、実行していくことが非常に大事になっております。今、幼児支援や幼児教育というところでどういった子

どもたちが力を育んできているのかということ、小学校の先生たちは一生懸命勉強しているところがございます。実態を把握する中で、こんなに子どもたちは小さいうちから学んできているんだ、遊びの中でいろんなものに気づいてきているんだということについて、わかってきているところがありますので、今後も連携というところは重視していきたいと思っております。

#### 【教育部長】

医療的ケア児の小中学校での受け入れの準備の件ですけれども、今年度、医療的ケア児のガイドラインが保育園でできておりますので、今度は小中学校におきまして同じようにガイドラインを策定しているところがございます。今年度、策定する予定で準備を進めています。

また、受け入れに関しましては、今年度、一部予算化もしております、今のところ受け入れの実績はないのですけれども、受け入れができるような体制の準備をしているところでございます。

#### 【子ども家庭部長】

医療的ケア児の補足をさせていただきます。19番にも書いてありますけれども、医療的ケア児の受け入れ等については、自治体の努力義務ではなくて責務になっています。ですので、本来、受け入れなければならないことになっています。そういうこともあって、今年度から市全体の医療的ケア児をしっかり支援するために、医療的ケア児コーディネーターを健康福祉部の健康課の中に配置をしました。まだ経験も浅い部分もございますけれども、このコーディネーターが中心になって相談を受けて、その方が保育園なのか、小学校に上がるのか、そのあたりを切れ目なくしっかり支援して、コーディネーターと各施設とあと医療機関などが連携をとりながら、その子にとって一番いいケアのあり方をやるという方向で進めます。

ただ、先ほど子ども育成課長からもありましたように、医療的ケア児というのはいろんなケースがあって、その方にどういうケアが必要なのか、どういう専門職をつけなきゃいけないのか、かなり難しい部分です。子どもの命に関わる部分が非常に多くなってまいりますので、この部分については、特に保育園のように、乳幼児の場合はリスクも非常に高いので、まずは公立保育園の中でそのあたりの整備をしっかりやって、その実績を積み上げた上で、その次の段階に行くんだと思います。ほかの市町村の取り組みも参考にしながら、子どもにとってよりよい支援のあり方を今後も研究しながら実践を積んでいきたいと

思っています。

#### 【委員】

今の医療的ケア児にちょっとつながる部分かと思うのですけれども、今回の重点的の中で、特別支援学級に関して特に触れられる部分がなかったかなと思っております。特別支援学級は、現状、小学校、中学校、ありますが、通う距離であるとか、学区内ではなくなってしまうんですね。小学校も幾つか分かれてしまうので。そうすると、保護者としても、地域とつながりにくくなったり、行っている学校のPTAともつながりにくいという部分が出てきたりすると思っています。その点について、各学校に特別支援を置くとか、もしくはもうちょっと増やすという方法があるのか。あと、特別支援学級も、お子さんたちのいろいろな発達段階があると思います。他の自治体だと、情緒支援学級とかいうのもあったりするのですけれども、そうしたものを設置する予定はあったりするのか。ちょっと伺いしたいと思います。

#### 【教育企画課長】

特別支援教育についてですけれども、第四期の学校教育計画の中で、今ご指摘いただいた事項については議論していく予定で、現時点ではどういう施策を具体的にやっていくかということはこれから議論ということで、今回ここには入っていないのです。また、特別支援学級については、今、小学校は3学級あります。一定の集団活動、集団指導などもやっていくということもありますので、そこは児童数、生徒数の数を見極めながら、設置については考えていく必要があるという認識です。

#### 【子ども家庭部長】

補足をさせていただきます。今、皆さんに見ていただいている重点の論点のところですが、特に教育部のところについて、記載のない部分を皆さんにご質問いただいているのですが、先ほどもご説明したように、実は子どもプランの中には、学校教育計画が含まれています。今、第四期の学校教育計画の策定委員会が別なところで議論されています。ですので、ここに今議論中のものがなかなか入ってこないのが、教育部のところは少し薄く見えると思うのですけれども、今、学校教育計画の策定作業が進んでいて、今後、一定程度、議論がまとまったときに中間まとめ、大枠が示されたときにパブリックコメントをする予定です。教育部のほうから、そのタイミングで、まず学校教育基本計画の内容がどのようになっているのかというの、パブリックコメントの段階で、子どもプランの協議会の方々にも同じタイミングで情報提供いたしますので、学校教育計画の中身も皆様

からご協議いただきたいと思います。それが子どもプランの中に入ってまいりますので、そのタイミングでも、今言った細かなところもしっかり見ていただいて、学校教育基本計画にこういうものが必要なんじゃないかというご意見も皆さんからいただいて、できたものがまたこのプランの中に包含されて、さらに子どもプランがもう一回パブリックコメントをとるという手続になります。学校の計画部分のところ少し薄いというか、少なくなっているのはそういう理由です。今現在、策定されている関係で、そこの中身については機会を見て皆様にはしっかりご議論いただく場を提供させていただきたいと思います。

#### 【委員】

2点ほど、お話ししたいと思います。

子ども育成課の8番と、関連して10番の件ですけれども、保育施設の整備とか保育アドバイザーとか、そういうふうな仕組みが体制的にはしっかりとできてきているなど感じております。ですので、ここは引き続きやっていただきたいと思っております。

人材のところですが、ここに書いてありますことだけではかなり不安かなという感じがしております。それはなぜかといいますと、保育学部とか、専門性の大学の応募者が少なくなってきていると聞いております。学校の教員も含めてということですね。ですから、その辺のところをどういうふうにしていくのかがすごく不安です。ですので、潜在的な保育士とか教員とか、そういうものに対する支援策というのか、掘り出しというのでしょうか、そこも含めてやっていかないと、なかなか難しいのではないかとこのところですので、そういう視点も入れてほしい。

それと、武蔵野市は頑張って保育園をつくってききましたので、今、待機ゼロになりましたけれども、現状としては学童保育のほうがかなり厳しいという現状に入ってきました。これは押せ押せでいくわけですから、学童がこれから足りなくなってくるということが出ているのにもかかわらず、ここの中に学童の待機児対策を見かけないので、その辺のところをどういうふう考えていくのかということなのです。

それと、保育士もそうですけれども、武蔵野市の場合は地域の人材を育成しながら、先ほど市長も申されていましたが、武蔵野市の市政の保育サービスに関しては、すごく地域の方たちのかかわりがあって、担っているところもあります。そういう人たちの人材育成、研修とか、そういうことをしっかり進めていかないと、形はあっても、資質とか、そういうものがしっかりとついていかないのではないかと思います。今、人手不足になってきている現状もありますので、その辺のところもしっかりと織り込んでいただきたいと

思っております。よろしくお願いいたします。

**【子ども育成課長】**

10 番の「保育人材の確保・定着・育成」でご意見をいただいたところでございます。保育人材、やはり武蔵野市一市でやるには限界があります。また、保育人材は流動的ですので、武蔵野市だけで育成して確保できればいいかという、なかなかそうも言えない部分もございますので、例えば東京都と連携して広域的な対応をすとか、国に対して意見具申をすることによって、より広いエリアで保育人材の確保をしていきたいと考えてございます。

また、定着については、やはり職場の環境がいいことが非常に重要になってくると思っております。また、研修などを通して、働きたいと思えるような機運をつくっていかないといけないと思っておりますので、ここについては市としてもこれまで以上に取り組みを進めていきたいと思っておりますのでございます。

**【子ども家庭支援センター担当課長】**

私からは、地域の子育て支援者の人材育成についてですが、重点的事業の6番になります。「多様な主体による子育て支援の充実と連携の強化」という形で、さまざまな子育て支援団体、さまざまな主体で、行政もありますし、民間団体や任意団体という形で、子育て支援団体はさまざまございます。市では、地域の子育て支援者の養成ということで、ボランティア養成講座を定期的に行っておりまして、年2回程度行っております。ここでボランティアをやっていたきたい方の育成、その後、引き続き継続して活動していただく方については、例えば 0123 施設であったりとか、コミセン親子ひろばがありますので、そちらで実践をしていただいて、その中でみずから団体であったりとかひろばをやっていた方が育っていくような、いわゆる種まきといいますか、そういった形で養成と育成をしていければと考えているところでございます。

**【児童青少年課長】**

学童につきましても、今、学童の入会人数が増加の一途をたどっているところでございます。支援につきましても、学童の入会児童の増に伴って増員をしているところですが、募集に対して、応募が来る場所ですが、定着というところでなかなか問題があるところでございます。ですので、数もそうですし、定着もそうですし、支援の質の問題につきましても、今後行政としても子ども協会と連携してやっていかなければいけないかなと思っております。

(7) 子どもの権利部会の設置について

**【副会長】**

それでは、次の議事にまいります。7番「子どもの権利部会の設置について」、事務局より説明をお願いします。

**【子ども子育て支援課長】**

それでは、資料9「子どもの権利部会の設置について」をご覧ください。

1「目的」です。武蔵野市子どもの権利条例において、子どもプラン武蔵野は、子どもに関する施策を総合的に推進するための推進計画と位置づけられております。第六次子どもプラン武蔵野の策定に当たり、武蔵野市子どもプラン推進地域協議会条例第8条に基づき、子どもプラン推進地域協議会の専門部会として、子どもの権利部会を設置し、子どもの権利条例の推進について、検討を進めることとしたいと思っております。

2、子どもの権利部会からどのような意見や助言をいただくことを想定しているかという点についてです。

(1) 市民や子どもへの条例の理解・普及啓発について、例えば子どもにわかりやすいリーフレットや動画、子どもの成長・発達段階に応じた効果的な広報などについて

(2) 子どもの権利に関する学習機会の確保について

(3) 子どもの意見表明・参加の仕組みづくりについて

(4) 子どもの権利侵害の救済について

(5) その他必要と認める事項について

としております。

3「部会員（案）」ですが、子どもの権利条例を踏まえ、市、市民、育ち学ぶ施設、保護者、子育て関係団体の方々が部会員を担っていくことが適切と考えております。子どもプラン推進地域協議会第8条第2項により、部会員の人数は若干名とし、委員の中から会長が協議会に諮って指名することと規定されております。子どもの権利部会の部会員の案は記載のとおりとなっております。また、裏面をご覧くださいますと、子どもの権利部会のスケジュール（案）については記載のとおりとなっております。

資料9の説明は一旦以上とさせていただきます。

**【副会長】**

では、ただいま事務局より説明のありましたとおり皆様にお諮りし、子どもの権利部会

の部会案のとおり、ご指名させていただけたらと思いますが、皆様、ご意見ございますでしょうか。

〔拍 手〕

では、こちらの案の委員の方にもお願いしてもよろしいでしょうか。——それでは、事務局より提案のありました部会案のとおり、部会を設置したいと思います。各委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

第1回ですが、本日、この会議の後に開催予定となっております。詳細について、事務局より再度説明をお願いいたします。

#### 【子ども子育て支援課長】

部会員の皆様、改めてよろしくお願いいたします。

それでは、資料9の裏面ですが、今、副会長からもお話がありましたが、第1回子どもの権利部会は、本協議会終了後、開催を予定しております。記載のとおり、今回を含め4回の子どもプラン推進地域協議会開催を予定しておりますが、部会員の皆様のご負担も鑑み、今後も子どもプラン推進地域協議会開催日と同日、協議会終了後に部会員のみお残りいただき、子どもの権利部会を開催いたしたいと思っております。会議時間については、案のとおり、最初の1時間半が子どもプラン推進地域協議会、あとの30分が子どもの権利部会としておりますが、時間配分につきましては、協議会と部会の議事の内容により変更させていただきます。いずれにしましても、協議会と部会合わせて2時間以内で終了するよう努めてまいります。本日は15分から30分くらい延長となることをご了承いただければと思います。本日の子どもプラン推進地域協議会終了後、部会員の皆様はそのまま席でお待ちください。

なお、子どもの権利部会は専門部会として設置し、議事の内容は次回の協議会に報告することといたします。少人数で自由闊達な意見をいただく場としたいため、子どもの権利部会については原則非公開としております。子どもプラン推進地域協議会が終わりましたら、子どもの権利部会の部会員以外の方々はご退席をお願いいたします。傍聴者の方も、オンライン傍聴の方を含め、ご退席をお願いいたします。子どもの権利部会の資料につきましては、部会の時間になりましたら、部会員の皆様に配付させていただきます。

説明は以上となります。

## 7 報告事項

## (1) 武蔵野市子どもの権利条例の施行について

### 【副会長】

では、続きまして、次第の7「報告事項」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

### 【子ども子育て支援課長】

武蔵野市子どもの権利条例の施行について、ご報告いたします。報告資料の1、水色のチラシ「こどものけんりってなぁに？（第6号）」と、資料2「武蔵野市子どもの権利条例逐条解説」をお手元にご用意ください。

一昨年度、昨年度来、さまざまな皆様のご協力をいただきまして、武蔵野市子どもの権利条例が施行されました。資料1、水色のチラシ「こどものけんりってなぁに？（第6号）」は、市内在住在学の、私立、市立問わず、全ての小学校、中学校、高等学校の子どもたちに、条例の内容、子どもの権利についてお知らせするため、広く配布したものです。また、青色の冊子「武蔵野市子どもの権利条例 逐条解説」は、条例の内容を解説したもので、この8月に取りまとめまして、保育園、幼稚園、小・中学校、子育て支援施設などに配布をし、市報、ホームページ、SNSなどでもお知らせをしております。

水色のチラシの1ページ上段に「武蔵野市子どもの権利条例ができました」とあり、その下に「子どもにとって大切な子どもの権利を守るため」との記載があります。ここに武蔵野市子どもの権利条例の目的が記載されております。

青色の冊子、逐条解説では、5ページになりますが、第1条、条例の目的がございませぬ。この条例は、子どもの権利条約に基づき、また日本国憲法その他関連する法令などに基づき、現在と将来の全ての子どもの権利を保障しております。また、教育委員会や議会などを含む行政だけではなく、市民や保護者、学校などの子どもの施設の役割を明らかにし、権利の主体である子どもが地域などの一員として自分らしく安心して暮らすことができるまち、子どもの権利が尊重されるまちをつくることを目的として制定されました。

時間も限られており、本日全てを説明することはできませんが、細かな部分については逐条解説等でご確認いただければと思います。子どもたちの言葉が入った前文についても、子どもたちの言葉以外の部分についても、後ほどぜひご覧いただければと思っております。

目的にもありましたとおり、この条例は制定されてこれで終わりというものではありません。条例が制定され、武蔵野市が行っていく具体的な取り組みについては、水色のチラシの「こどものけんりってなぁに？（第6号）」の最後のページ、4「子どもの権利を守

るための具体的な仕組み」をご覧くださいければと思います。まず、第 27 条、28 条ですが、子どもの権利を守るとともに、子どもの権利が侵害されたときに救済を行うことを目的として、子どもの権利擁護委員を置くことが規定されております。子どもの権利擁護委員の役割は、記載のとおり、子どもからの相談に応じて必要な支援をしたり、子どもの権利の普及啓発を行ったりする第三者的な立場の機関となります。令和 6 年度中の設置を目指して、検討準備を進めております。今年度、令和 5 年度は、権利擁護に知見のある方にアドバイザーをお願いをし、どのような権利擁護機関にしていくか、子どもがより相談しやすい体制などについて検討をしております。アドバイザーは 2 名の方をお願いしております。

その下の第 4 条、第 5 条、子どもの権利を知ってもらうための取り組み、子どもの権利の普及啓発について規定しております。

繰り返しになりますが、子どもの権利条例は制定されておしまいというものではなく、これからも継続して子どもの権利について知ってもらう、伝えていく取り組みが重要であると考えております。今回、逐条解説の作成をいたしました。今後も条例の内容や子どもの権利について紹介する子ども向けのリーフレットや動画、啓発品の作成をする予定です。また、条例で 11 月 20 日を武蔵野市子どもの権利の日と規定し、市民に子どもの権利について知ってもらうための取り組みやイベントなどを行ってまいります。

チラシの上段の右側に記載しておりますが、今回、本協議会でも説明してまいりましたが、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて、市は、子ども施策に係る基本計画であり、また子どもの権利条例の推進計画である子どもプラン武蔵野の策定作業を行ってまいります。条例の規定に基づき、子どもプラン推進地域協議会の委員とともに、子どもや市民の意見も聞きながら策定をしてまいりたいと考えております。

報告事項の「武蔵野市子どもの権利条例の施行について」の説明は以上になります。

#### 【副会長】

ただいまの子ども権利条例の施行についての報告について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

## 8 その他

#### 【副会長】

では、最後の議題となります。次第の 8 「その他」について、事務局より説明をお願いいたします。

**【子ども子育て支援課長】**

では、事務局より、2点、ご連絡をさせていただきます。

初めに、本日の会議の議事録についてです。議事要録の案ができ次第、皆様にEメールでお送りいたしますので、内容をご確認いただければと思います。ご自身の発言のところなど、修正すべきところがあれば、事務局まで返信していただき、修正した後、市のホームページで公表いたします。

2点目は、次回の日程でございますが、今回は11月27日（月曜日）の午後6時から、こちらの会場にて開催させていただきます。開催通知、配付資料などは今回と同様、1週間ほど前に皆様宛てに送付させていただきます。

**【副会長】**

以上をもちまして、本日の議事全て終了いたしましたので、令和5年第1回子どもプラン推進地域協議会をこれにて終了させていただきます。皆様、長時間にわたり、どうもありがとうございました。

以上